

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

※ ファイルが開けない場合は、タイトルなどから、検索をしてください。

● ● **岸田内閣支持率19.1%/政権復帰後最低/ANN世論調査** しん

ぶん赤旗 6月18日

● **男女平等調査 日本は 146 か国中 118 位 政治経済で女性の進出遅れ**

 <https://www3.nhk.or.jp> **NHK 6月12日 >国際ニュース一覧**

2024/6/12 - 世界各国の男女間の平等に関する調査で、日本は 146 か国中 118 位と去年から順位を上げたものの、依然として政治と経済の分野で女性の進出の遅れが際立つ ...

● ● **「間接差別」認定判決が確定 AGC 子会社、東京地裁**

 <https://www.tokyo-np.co.jp> >article **東京新聞 5月29日**

2024/5/29 - 「間接差別」認定判決が確定 AGC 子会社、東京地裁. 2024年5月29日 12時 ... ほぼ全員が男性で構成される総合職のみに家賃を補助するのは**男女差別**だとして、**ガラス最大手AGCの子会社に勤務する一般職の女性(44)が損害賠償などを求めた訴訟**で、男女雇用機会均等法が禁じる「間接差別」と認めた東京地裁判決が29日までに確定した。28日付。

女性の代理人弁護士は、2007年施行の改正男女雇用機会均等法で導入された「間接差別」が裁判で認定されるのは初めてとしていた。

13日の判決で別所卓郎裁判長は、補助制度の利用を総合職に限ることは「事実上男性にのみ適用される福利厚生で、女性に相当程度の不利益を与えていることに合理的理由はない」と認定した。

● **選択的夫婦別姓阻む理由ない/田村委員長、早期実現迫る/首相、女性の不利益「重く受け**

止める」/初の党首討論 しんぶん赤旗 6月20日 **参考●「女性版骨太の方針20**

24」決定、男女間賃金差の公表、100人超の企業へ拡大検討/政府会議 政府は6月11日、「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」の合同会議を開催し、「女性版骨太の方針 2024」を決定した。重点事項として「企業等における女性活躍の一層の推進」のため、女性役員登用目標（東証プライム市場上場企業では2025年目途に1名以上の女性役員の選任、30年までに女性役員比率30%以上など）の達成に向けた各企業の行動計画策定を促進する。「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」のため、**男女間賃金格差の是正に向け、男女の賃金差の公表義務を常用労働者数101人以上 300人以下の事業主へ拡大することを検討し、特に賃金格差の大きい業界につ**

いてはアクションプラン策定を促す、としている。 ※ 以上は 要 監視。

● **一般社団法人新経済連盟**(所在地:東京都港区、代表理事:三木谷浩史・※ 楽天経営ほかで著名)は、2024年6月7日、労働基準法等の見直しに関する提言を公表しました。

「現在、厚生労働省において「労働基準関係法制研究会」が開催され、労働基準法等の見直しの検討が行われていますが、当連盟としては、多様な働き方の希望を持つ者がその希望に応じた働き方ができるよう、労働基準法その他労働法制の大胆な改革が必要と考えています。

そこで、新経済連盟は以下の基本的考え方にに基づき、4つの事項を柱とした提言を公表することとしました。」 **提言全体版はこちら** ※ **日本の経営側の新方針か?**

<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2024/06/202400607document.pdf>

【提言の基本的考え方】 【提言事項】 1. ホワイトカラーの新たな労働時間制度の創設(仮称:ホワイトカラー・オプション) 2. 年次有給休暇の時間単位取得の上限撤廃
3. 労働者性の判断基準の見直し 4. 労使コミュニケーションのあり方の検討

● **【立ち読み知識 ④】** ● 少数だけれど郵便産業労働者ユニオンに加入している、郵便局勤務の有期時給契約の人たちが、正社員との労働条件の違いを訴えて2020年10月15日に最高裁で勝ったのに、**今年の5月30日、東京地裁で、請求を認められなかった!って、本当???**

(回答) そうなんだ。本人たちが加入していない多数派の労働組合(JP労組)と会社が協定を結んだ結果、正社員の条件変更を理由にし、住居手当の廃止や病休日数の付与と扶養手当の支給についての不利益等認められなかったが生じたことに対する損害賠償請求が、認められなかった事件だよ。そもそも、旧労働契約法20条及びパート有期労働法8条は、時給制契約社員らの労働条件を改善することを目的とした立法で、政府答弁(2018年通常国会審議での加藤厚労大臣答弁)でも、「同一労働同一賃金の目的は非正規労働者の待遇改善であり、不合理に低くなっている方の待遇の改善を図る訳」と、言っているのにな。

多数派と決めたからと言って、別組合の人に対して、病気休暇では、有期から無機に変更した場合、10年勤務までは30日が認められ10年を超えたら60日が認められるのに、10日あれば不合理では無いとの判決だ。

多くの職場に影響が出るし、早く、事態の経過と本質を広め、支援と共闘が大事だね。

● **CU東京 第16回定期大会についてご案内いたします。6月29日(土)13時開会**
会場 けんせつプラザ東京・東京土建本部 5階大会議室

CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10
東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連

携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。
情報、連携先紹介は [発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp) 前澤檀まで。